

報告第 6 号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告する。

平成28年11月24日

三朝町長 吉 田 秀 光

専決第 5 号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項により、三朝町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供の提供に関する条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成28年 9 月28日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

三朝町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年三朝町条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
-----	-----

(趣旨) 第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 (特定個人情報の提供) 第 5 条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第 2 の第 1 欄に掲げる機関が、同表の第 3 欄に掲げる機関に対し、同表の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第 3 欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するとき。 2 略	(趣旨) 第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用及び法第19条第 9 号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 (特定個人情報の提供) 第 5 条 法第19条第 9 号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第 2 の第 1 欄に掲げる機関が、同表の第 3 欄に掲げる機関に対し、同表の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第 3 欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するとき。 2 略
---	---

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。